

使用前検査申請書

関原発 第398号
2022年 9月 7日

経済産業大臣
西村 康稔 殿

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森 望

電気事業法第49条第1項の規定により次のとおり使用前検査を受けたいので申請します。

検査を受けようとする原子力発電工作物に係る事業場の名称及び所在地	名称 高浜発電所 住所 福井県大飯郡高浜町田ノ浦
原子力発電工作物の概要	高浜発電所第4号機 原子力設備 原子炉冷却系統設備 一次冷却材の循環設備 蒸気発生器 工事計画の届出年月日 2022年 8月 1日
検査を受けようとする工事の工程	構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時（一号） 原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時（四号） 工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号）
検査希望年月日	(一号) 自 2022年 9月16日 至 2022年11月18日 (四号) 自 2022年10月 7日 至 2022年11月18日 (五号) 2022年11月18日
使用開始予定年月日	2022年11月18日
原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日	2022年 9月 7日

添付資料-1：工事の工程に関する説明書

添付資料-2：工事の工程における放射線管理に関する説明書

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 検査に伴う放射線管理

(1) 検査に係る作業区域の区画及び汚染拡大防止

- a. 蒸気発生器水室入口付近については、グリーンハウスを設置し、局所排気を行うとともに、立ち入る場合は防保護具を着用する等、適切な区画及び汚染拡大防止策をとる。
- b. 管理区域内の上記以外の場所においては、表面汚染密度等の環境条件に応じて、適切な汚染拡大防止策をとる。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は放射線管理専任者が、検査を行う者に対して適切な被ばく管理を行う。

(3) 個人被ばく管理

被ばく線量はガラスバッジ及び警報付デジタル線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

4号機 原子炉格納容器

(1) 汚染区分

A区域 汚染のおそれのない区域

B区域 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日 原子力規制委員会告示第8号）に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのない区域

(2) 線量当量率区分

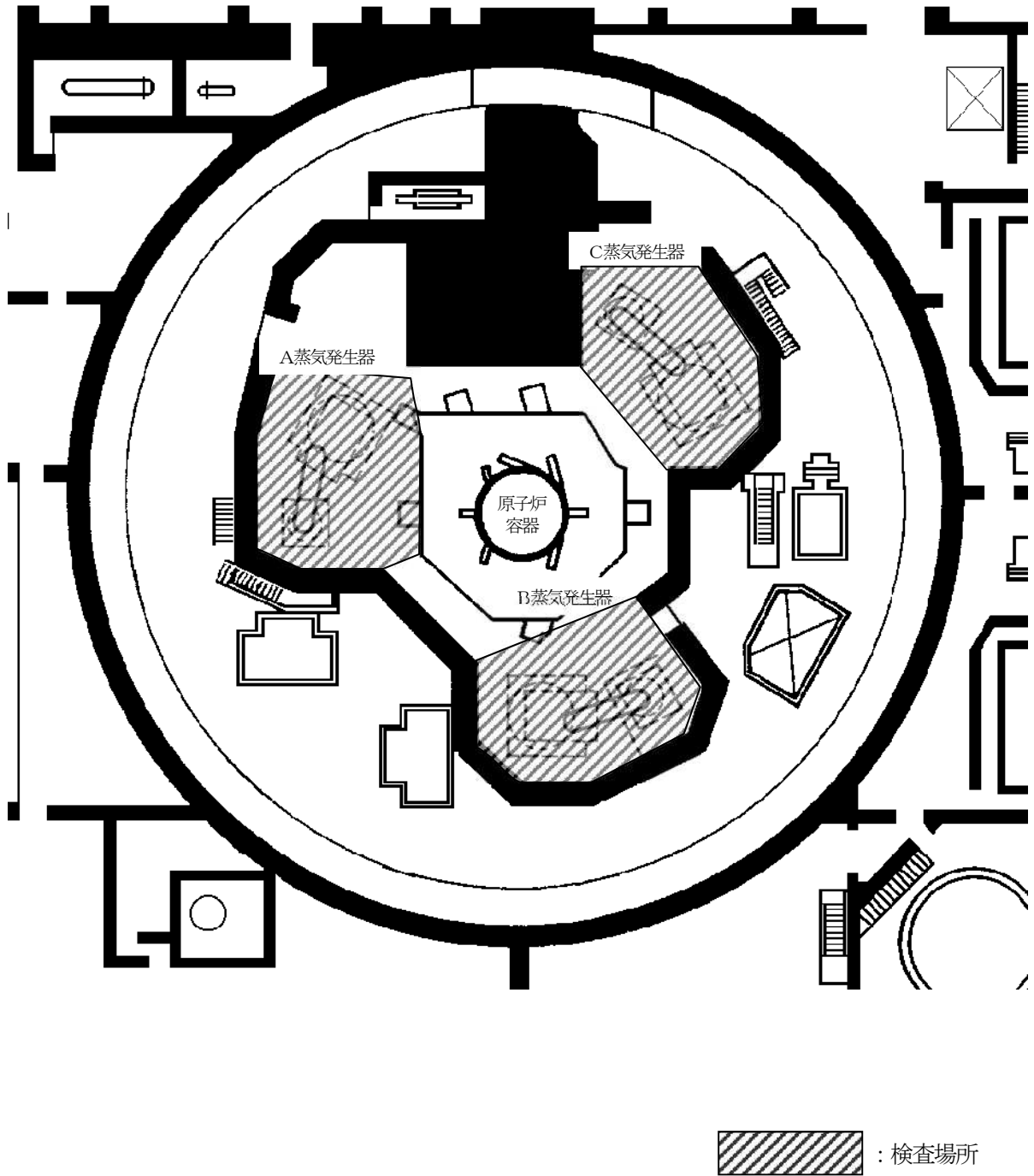
1区域 0.1 mSv/h 以下の区域

2区域 0.1 mSv/h を超え、1 mSv/h 以下の区域

3. 管理区域検査場所図

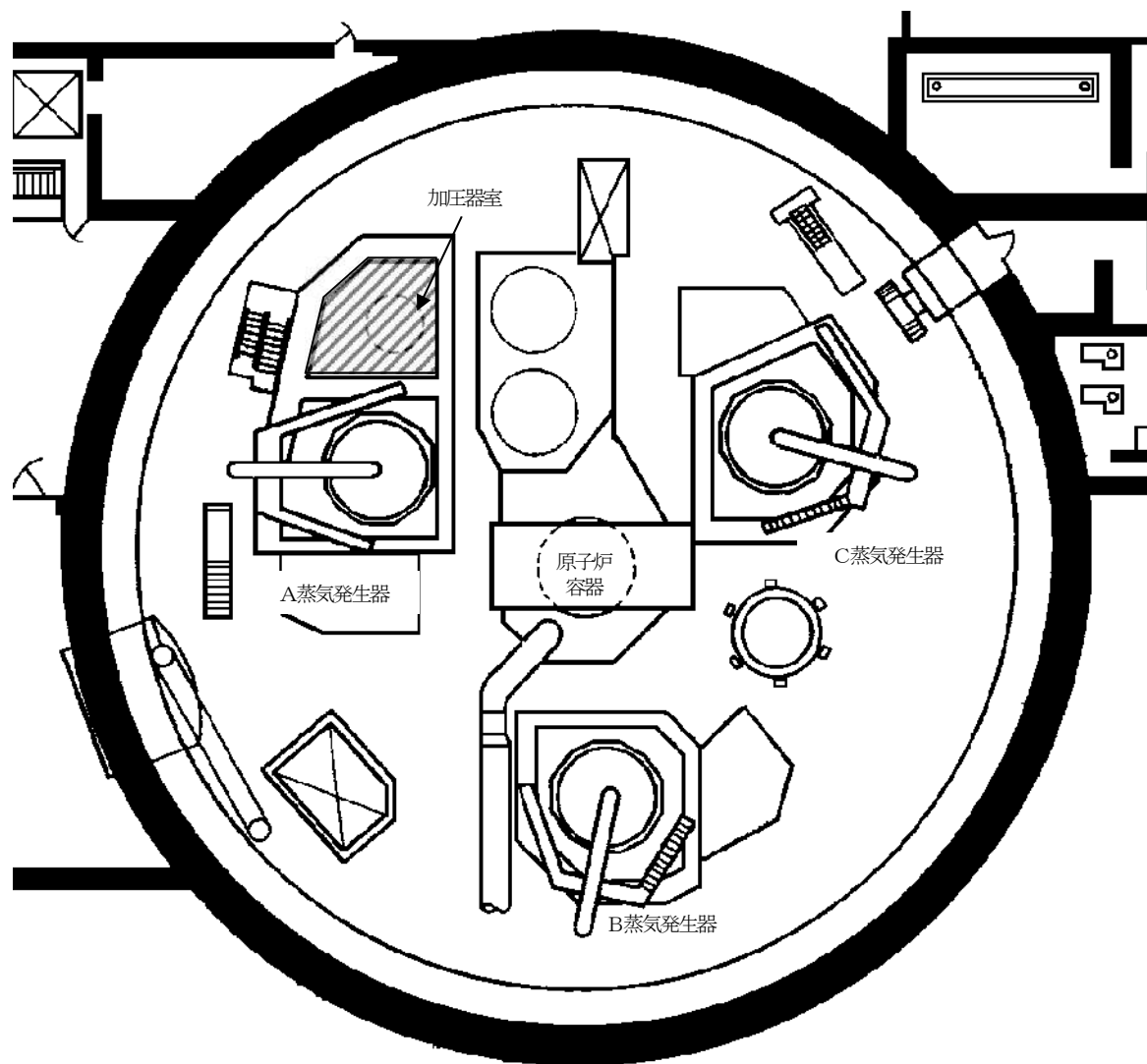
別添参照

検査場所図



高浜発電所第4号機 原子炉格納容器 EL. 17.5m、21.0m

検査場所図



 : 検査場所

高浜発電所第4号機 原子炉格納容器 EL. 32.8m

(加圧器トップ)

参考

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）に伴い、使用前検査申請書中「原子炉等規制法第 43 条の 3 の 11 第 1 項の検査のための申請をした場合は、その年月日」とあるのは「原子炉等規制法第 43 条の 3 の 11 第 3 項の確認のための申請をした場合は、その年月日」と読み替えるものとする。